

平成29年7月3日

清掃事業における労働災害防止対策について

全国安全週間 平成29年7月1日～7月7日

～ 今年のスローガン ～

**組織で進める安全管理 みんなで取り組む安全活動
未来へつなげよう安全文化**

大分労働局 労働基準部
健康安全課長 谷口 幸康

〈本日の説明内容〉

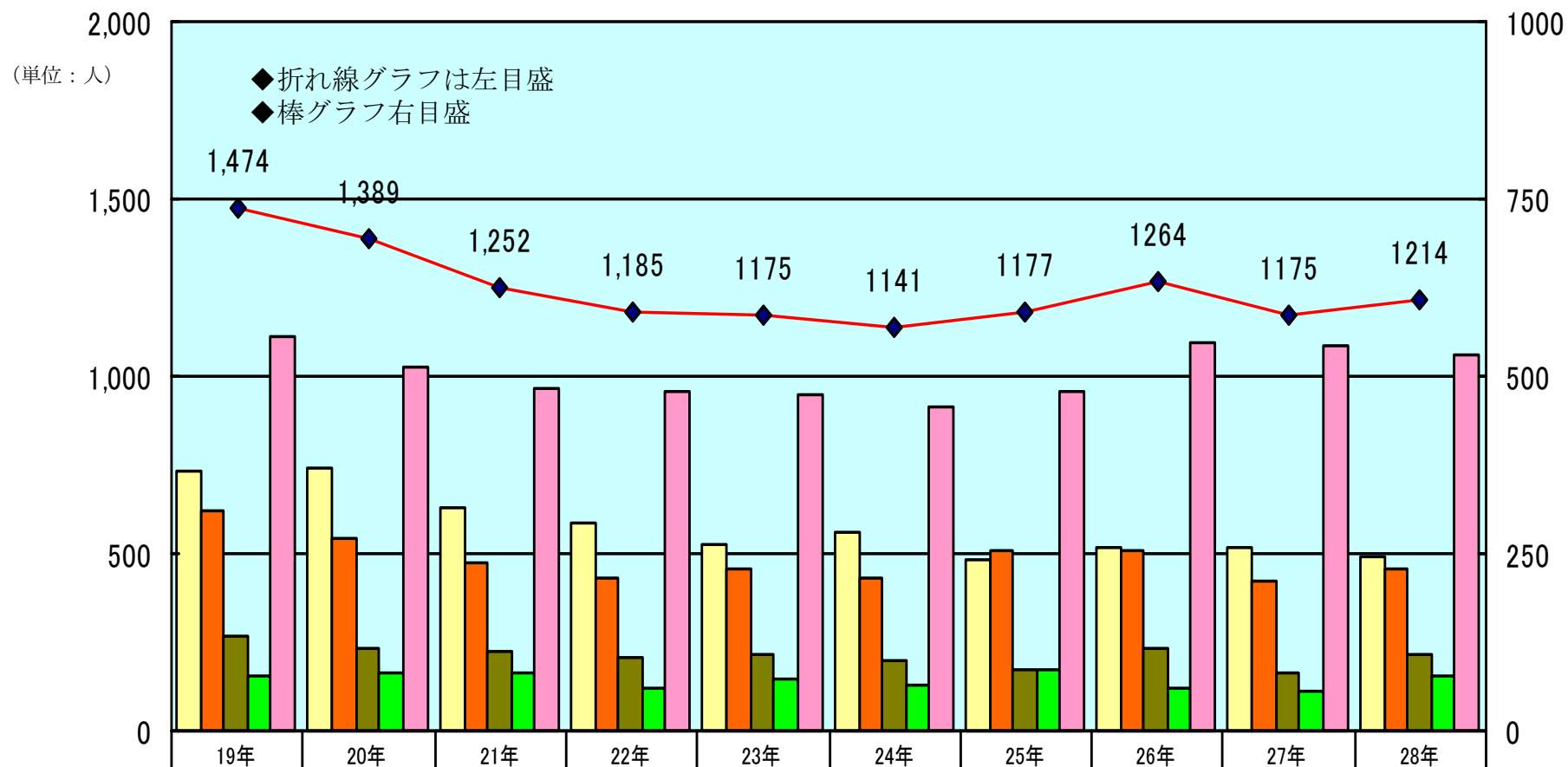
①大分県における労働災害の発生状況
(全産業・産業廃棄物処理業)

②労働安全衛生法上の措置義務

③全国の災害事例

④熱中症対策

死傷災害の推移(大分県)

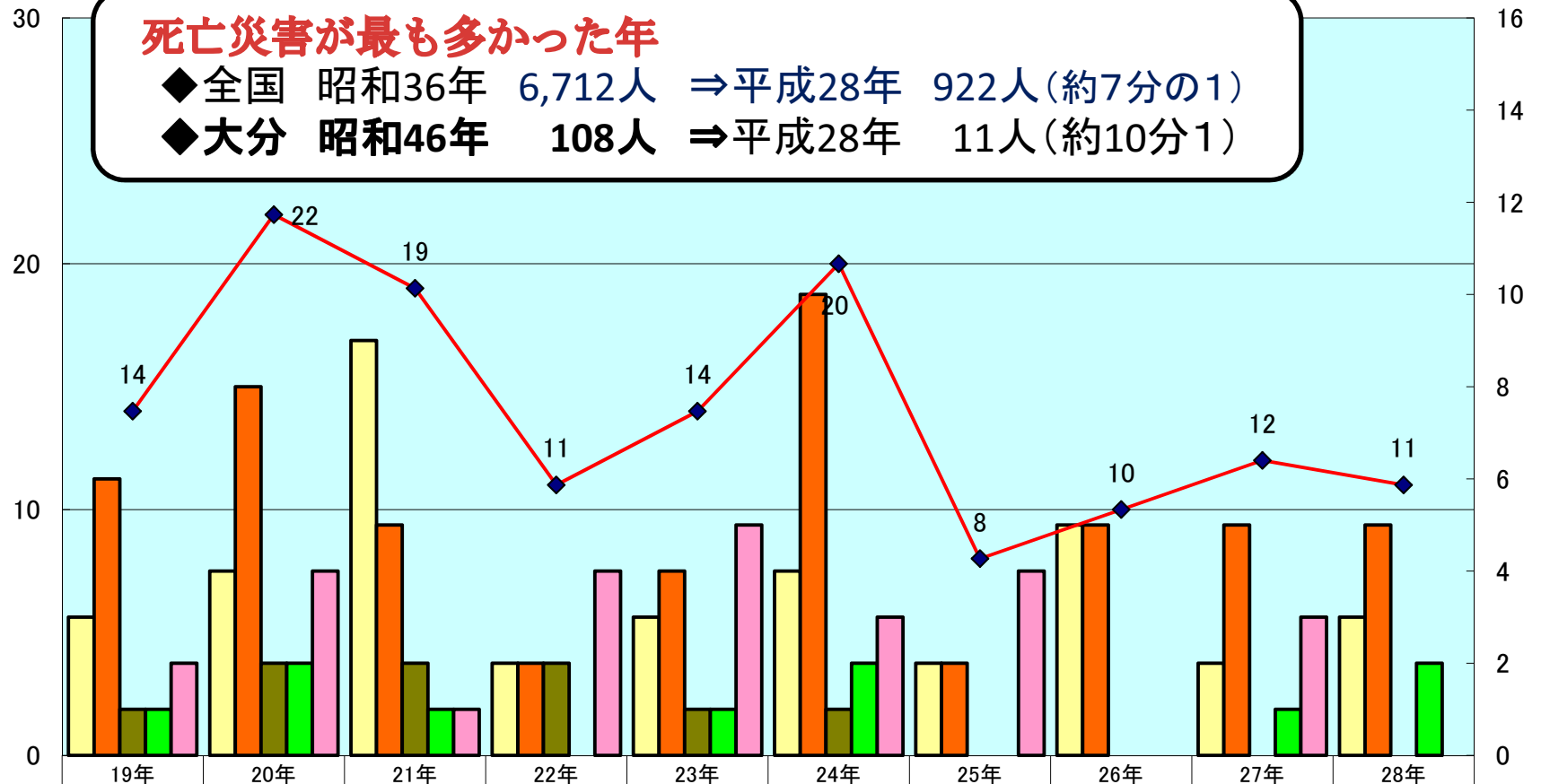


製造業	367	371	313	295	265	279	240	258	258	247
建設業	309	270	238	214	227	217	255	255	210	228
運輸交通業	134	118	112	104	108	98	86	115	84	106
農林業	78	82	83	59	74	63	86	60	57	76
第三次産業	556	514	484	480	472	459	479	549	541	532
◆全産業	1,474	1,389	1,252	1,185	1,175	1,141	1,177	1,264	1,175	1,214

死亡災害の推移(大分県)

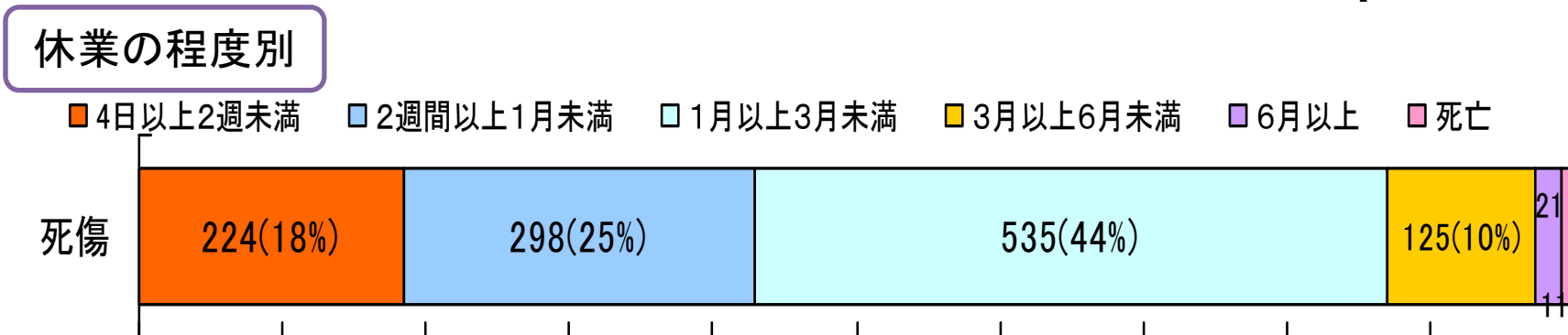
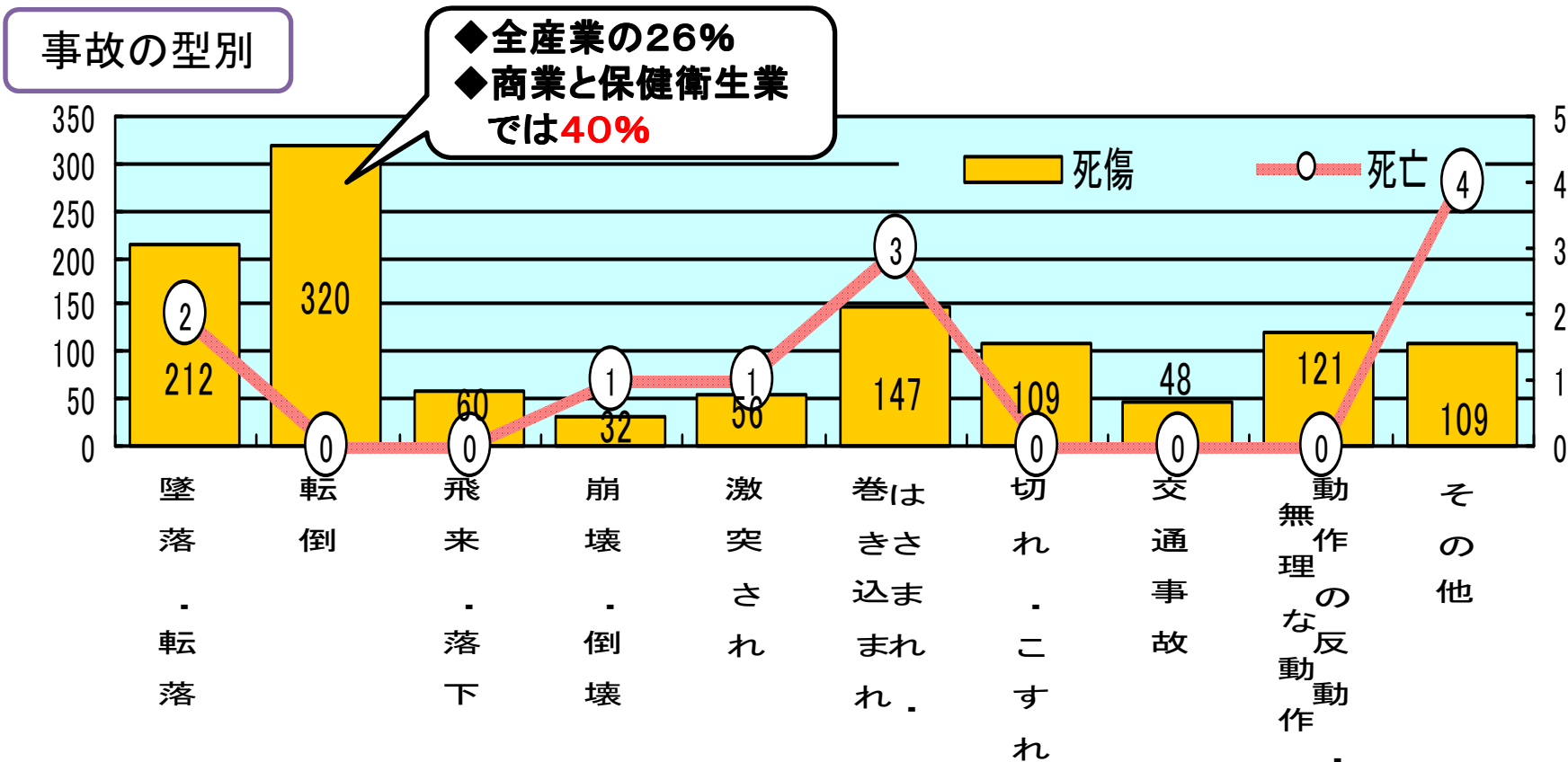
死亡災害が最も多かった年

◆全国 昭和36年 6,712人 ⇒平成28年 922人(約7分の1)
 ◆大分 昭和46年 108人 ⇒平成28年 11人(約10分1)

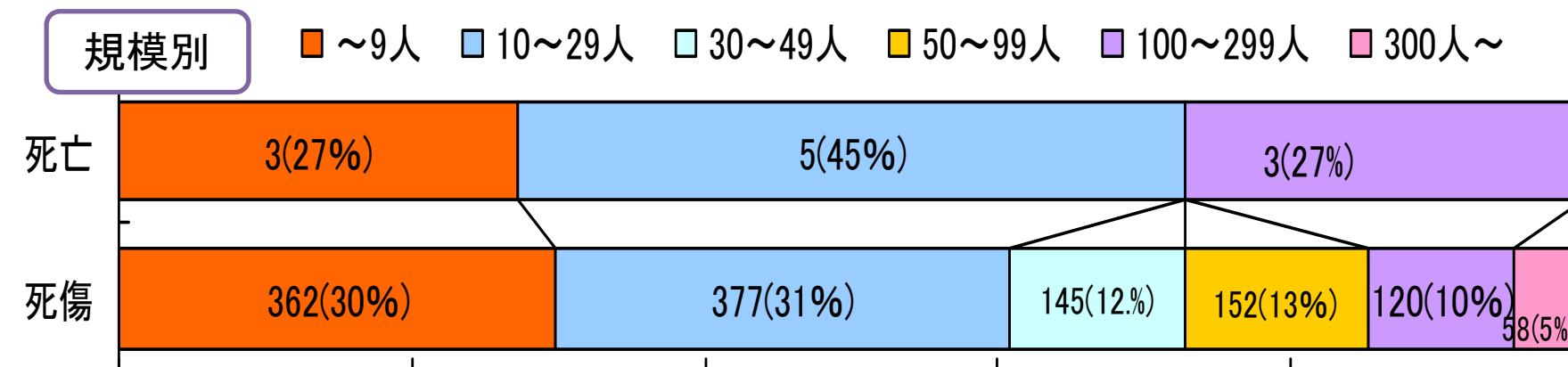
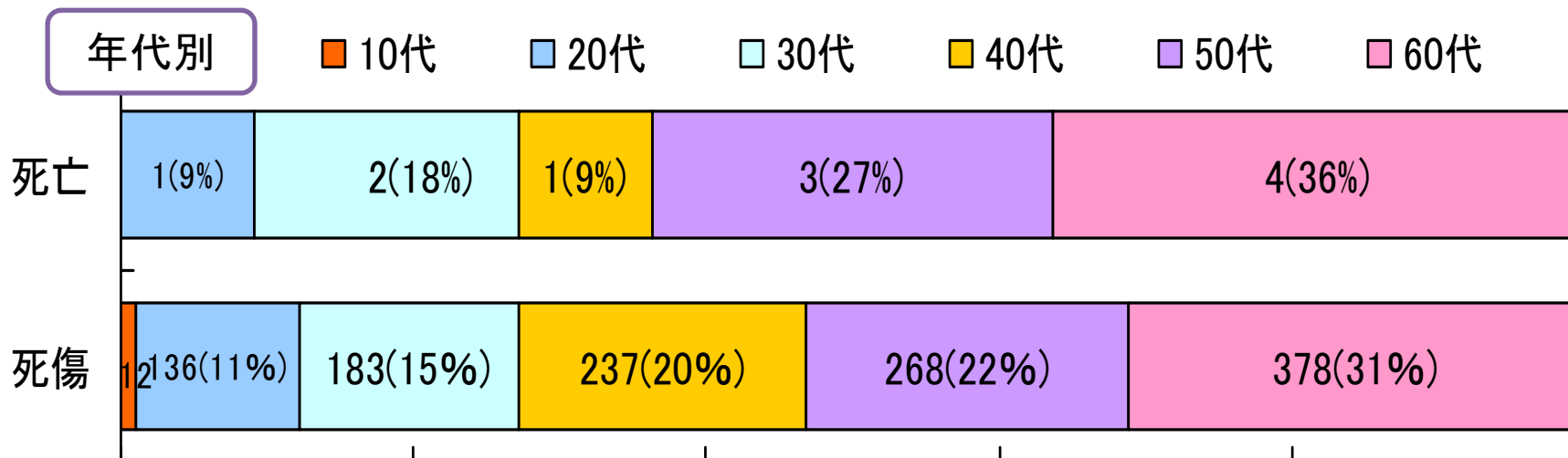


製造業	3	4	9	2	3	4	2	5	2	3
建設業	6	8	5	2	4	10	2	5	5	5
運輸交通業	1	2	2	2	1	1	0	0	0	0
農林業	1	2	1	0	1	2	0	0	1	2
第三次産業	2	4	1	4	5	3	4	0	3	0
全産業	14	22	19	11	14	20	8	10	12	11

労働災害の分析(平成28年・大分県)



労働災害の分析(平成28年・大分県)



平成29年5月末現在の労働災害の発生状況

死傷者数(休業4日以上・速報値)

◆ 全産業 **384人** (前年同月比**3.5%減**)

① 製造業 90人 (15%増) ⇒ はさまれ・巻き込まれ災害/24%

② 建設業 63人 (26%減) ⇒ 墜落・転落災害/33%

③ 商業 51人 (±なし) ⇒ 転倒災害/40%

死亡者数

◆ 全産業 **6人** (建設業4人、商業1人、清掃・と畜業1人)

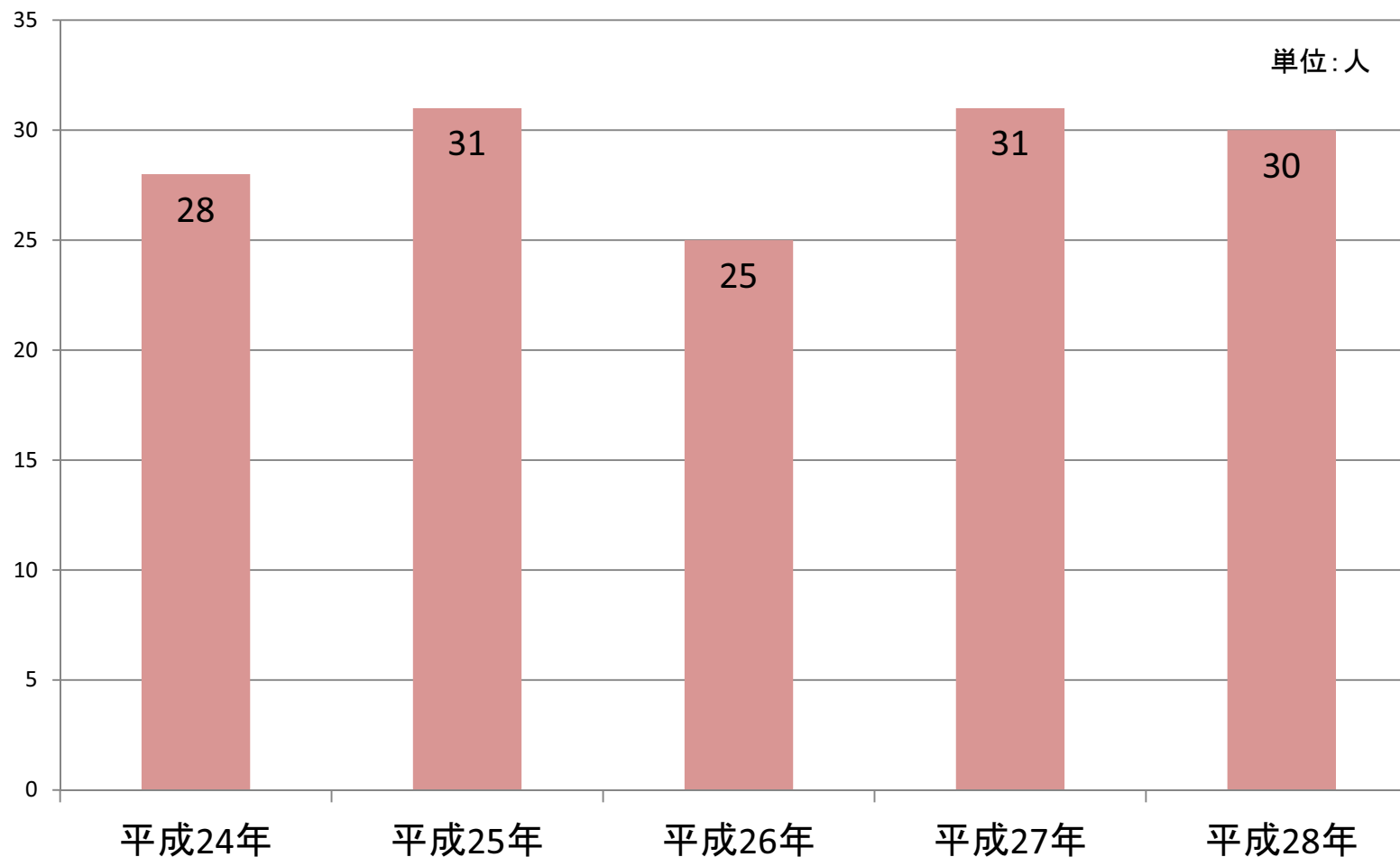
※昨年同期と同数

死亡災害の発生状況(平成29年・大分県)

	発生月	業種 (中分類)	性別 職種 経験年数	事故の型	災害発生状況
	時間帯			起 因 物	
1	1月	土木工事業	男性	墜落・転落	道路舗装工事において、被災者がドラグ・ショベルで小型締固めローラを吊った際、約3メートル下の川へドラグ・ショベルと共に墜落したものの
	15時台		作業員	建設機械	
			5ヶ月		
2	3月	土木工事業	男性	おぼれ	橋梁の耐震補強工事において、つり足場を橋脚の上端全周に設置する作業の際、被災者が足場作業床から橋梁の桁を掴み橋脚へ乗り移ろうとしたとき、5メートル下の川へ墜落したものの
	14時台		作業員	仮設物・建築物等	
			4年		
3	3月	その他の建設工事業	男性	交通事故	日出町から宇佐方面へ向かう国道10号下り坂で、被災者の運転する2トントラックが中央線を越え、対向の10トントラックへ衝突したものの
	5時台		作業員	動力運搬機	
			2ヶ月		
4	4月	商業	男性	交通事故	被災者が大分市内方向へ積載形小型移動式クレーン車を運転し走行していたところ、前方を走行していたトラックが道路脇に停車していた一般車両を避けるため減速したことに気付かず、当該トラックの後方に追突したものの
	15時台		作業員	動力運搬機	
			10ヶ月		
5	5月	土木工事業	男性	墜落・転落	林道付け替え工事において、8トンのタイヤローラーが作業の支障となったため、被災者が当該ローラーを運転して移動させた際、施工中の工事用道路を約80メートル逸走して約30メートル下の谷へ転落したものの
	11時台		作業員	建設機械	
			16年		
6	5月	清掃・と畜業	男性	墜落・転落	市の清掃センターにおいて、被災者と同僚はゴミ収集車に積み込んでいた10袋のゴミをピットへ投げ入れ、その後、同僚が同収集車に乗り込みピット際まで後進し荷台を上げ、ゴミをピットに排出したが、被災者から荷台を下す合図がないため捜したところ、被災者が深さ約8mのピットへ墜落していたものの
	15時台		作業員	仮設物・建築物等	
			2ヶ月		

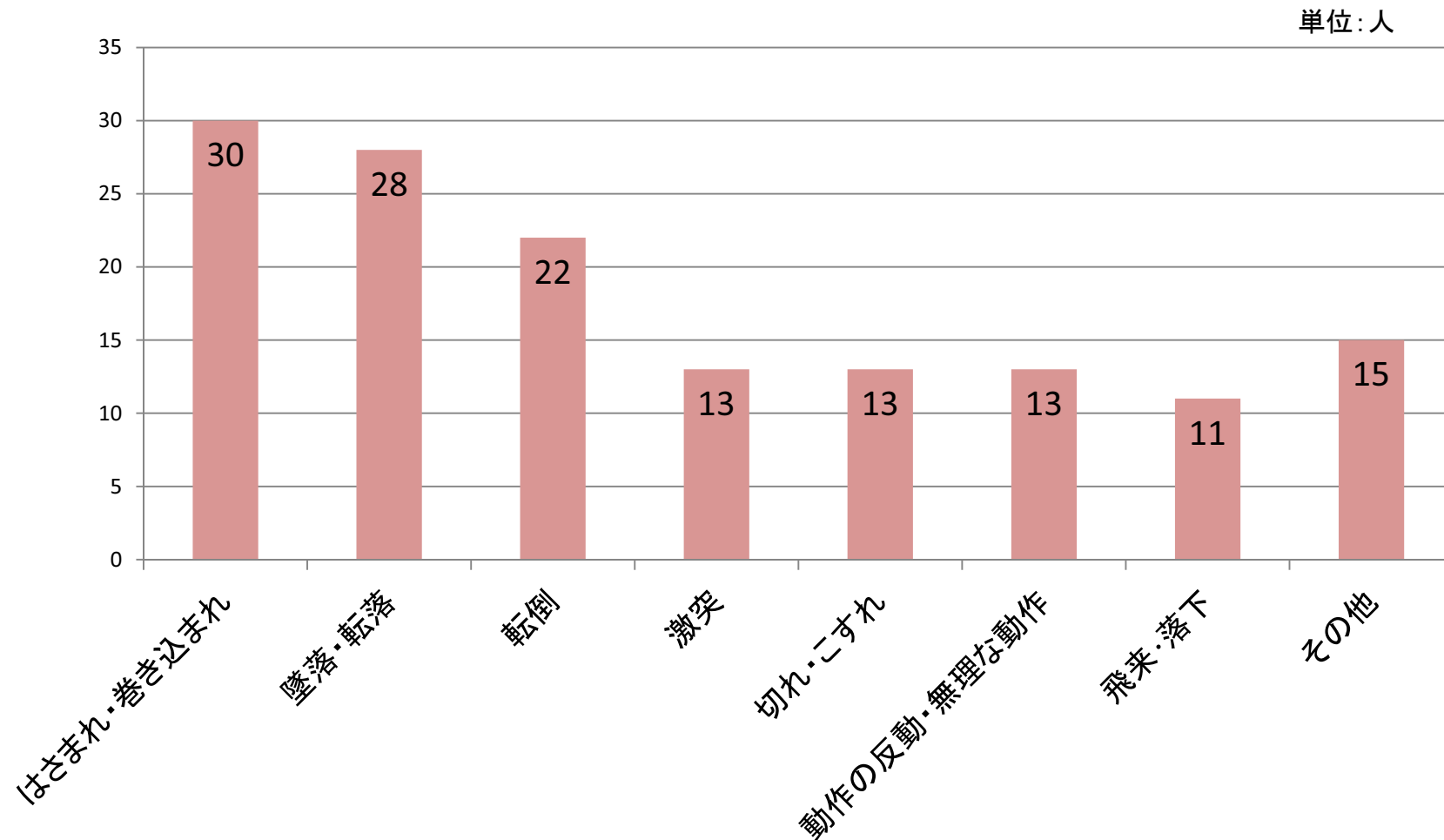
産業廃棄物処理業での労働災害の発生状況

- ◆ 休業4日以上の死傷者数(平成24年～平成28年・合計145人)
- ◆ 死亡災害は発生していない



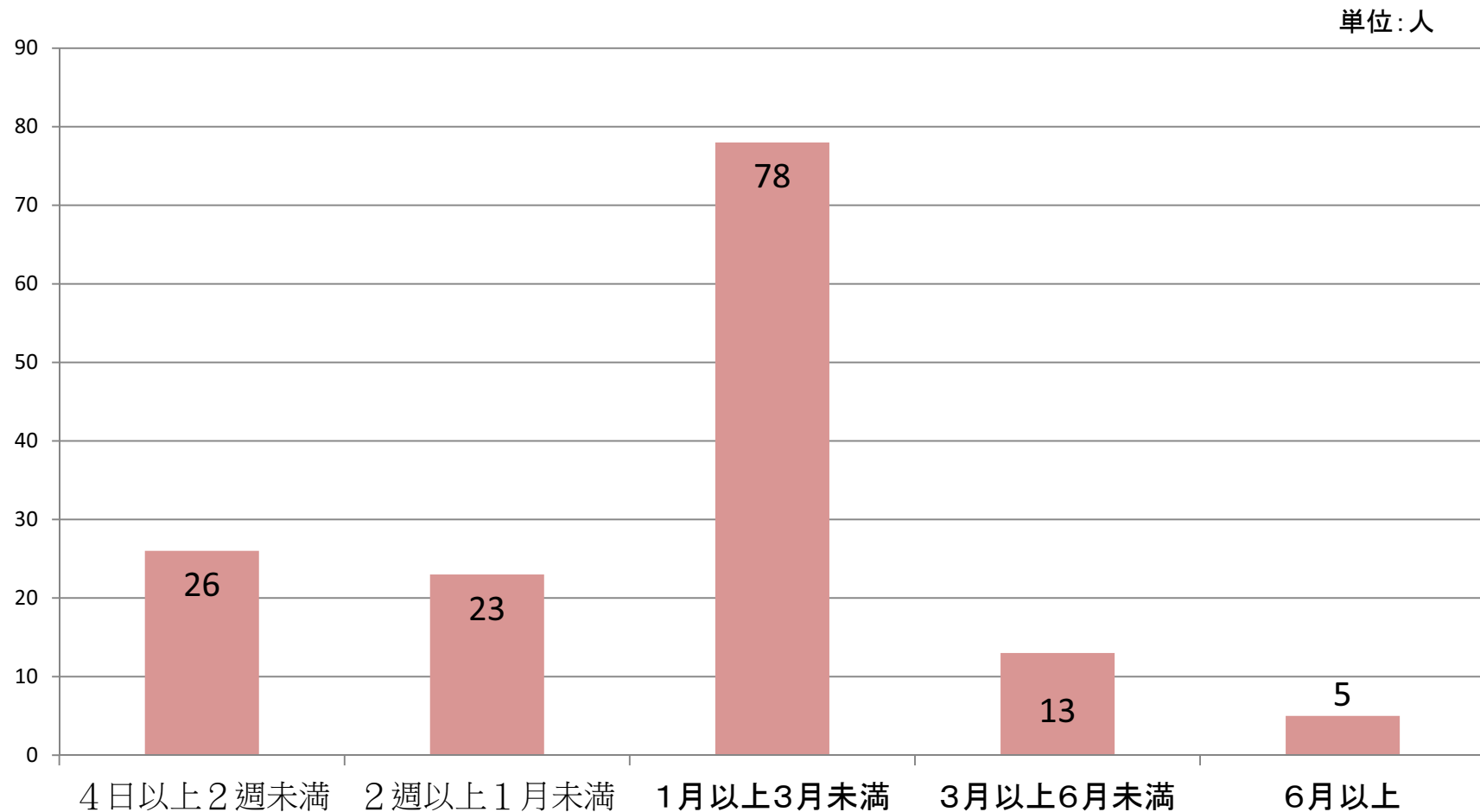
産業廃棄物処理業での事故の型

- ◆ 休業4日以上の死傷者数(平成24年～平成28年・合計145人)
- ◆ 機械への「はさまれ・巻き込まれ」災害が最も多い



産業廃棄物処理業での休業の程度

- ◆ 休業4日以上の死傷者数(平成24年～平成28年・合計145人)
- ◆ 1月以上3月未満の休業が最も多い



労働安全衛生法の主な規定

① 法定の管理者等の選任

- ・常時50人以上の労働者を使用する清掃事業では、法定の資格を有する者のうちから、安全管理者、衛生管理者及び産業医を選任し、その職務を行わせなければならない。
- ・常時10人以上50人未満の労働者を使用する清掃事業では、法定の資格を有する者のうちから、安全衛生推進者を選任し、その職務を行わせなければならない。

② 安全衛生委員会の開催

- ・常時50人以上の労働者を使用する清掃事業では、安全衛生委員会を設置し、これを月1回以上開催し、所定の事項を審議させなければならない。

③ 保護具等の使用

- ・作業の内容に応じ、安全帯、保護帽、呼吸用保護具、保護眼鏡、保護衣、耳栓等を使用させなければならない。

労働安全衛生法の主な規定

④ 健康診断の実施

・雇入れ時の健康診断及び年1回の定期健康診断を実施しなければならない。

⑤ 雇入れ時等の教育

・労働者を雇い入れ、又は作業内容を変更したときは、安全衛生教育を行わなければならない

⑥ 就業制限(有資格者による作業)

・移動式クレーン、フォークリフト、ドラグ・ショベル等の運転、玉掛け作業等は、法定の資格所持者に行わせなければならない。

⑦ 定期自主検査

・移動式クレーン等の機械については、月1回及び年1回の定期自主検査を行い、その記録を残さなければならない。

労働災害が発生した場合の様々な責任

刑事責任

労災事故に対する刑法や労働安全衛生法上の責任

民事責任

労災事故に対する損害賠償請求

行政責任

許認可業界の営業停止・取消処分

社会的責任

地域社会に対する責任
企業の信用失墜(金融取引等への影響)

災害事例(全国)

ゴミ焼却炉でゴミを投入中、焼却炉に落ち、硫化水素中毒で死亡



【発生原因】

- ・焼却炉内に硫化水素が発生していたこと
- ・スロープのある投入口で作業したこと(普段はダンピングボックスがある投入口で作業していた)
- ・安全帯を使用していなかったこと

災害事例(全国)

産業廃棄物処理施設で産業廃棄物の選別作業中、
ドラグ・ショベルにひかれて死亡

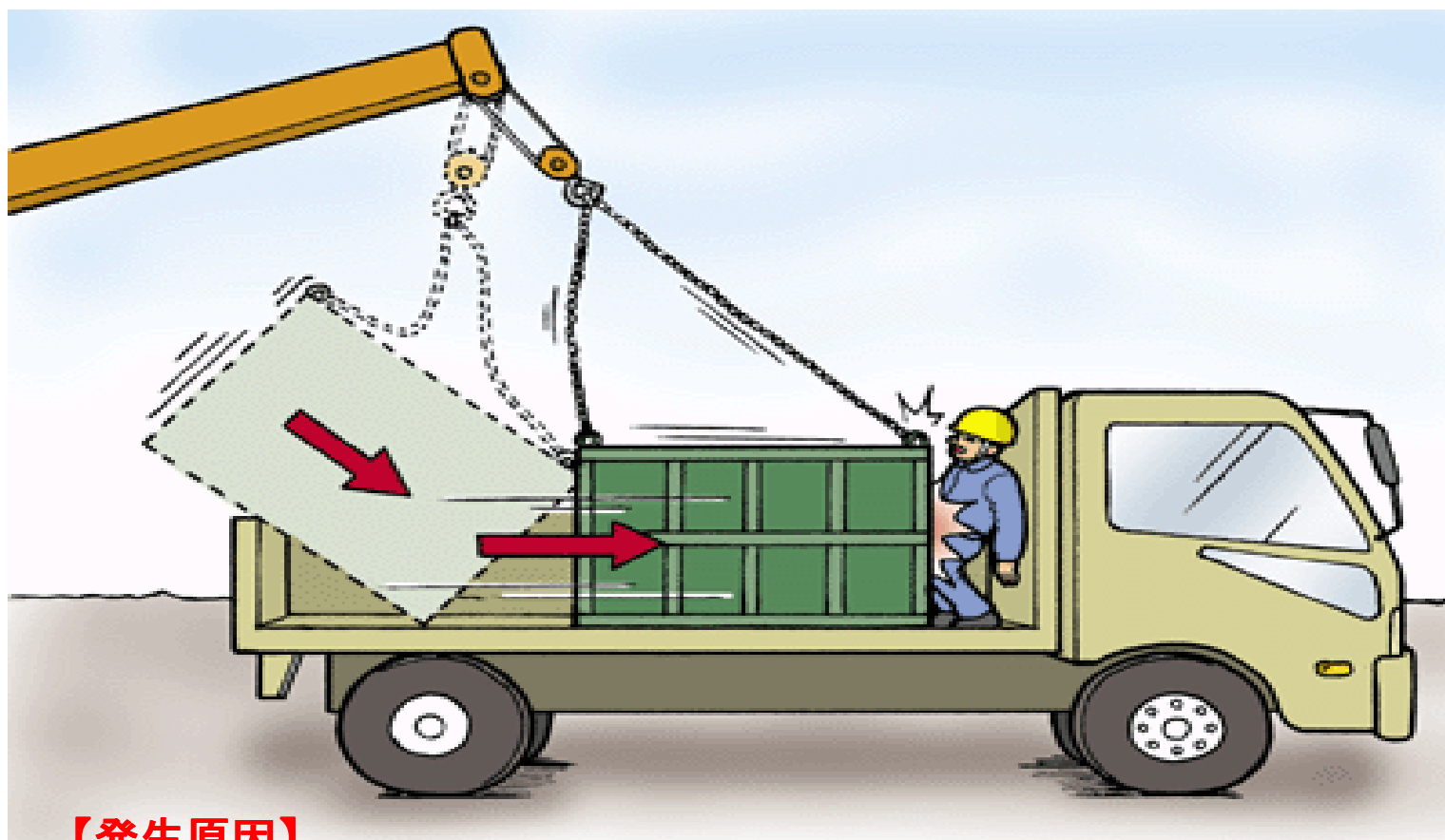


【発生原因】

- ・ドラグ・ショベルの運行経路への立入禁止措置が講じられておらず、また、誘導者も配置していなかったこと
- ・ドラグ・ショベルの運転者の周囲の安全確認が不十分であったこと
- ・ドラグ・ショベルに関する作業計画を作成していなかったこと

災害事例(全国)

産業廃棄物をバケットからトラックに排出する作業中、
バケットに挟まれて死亡

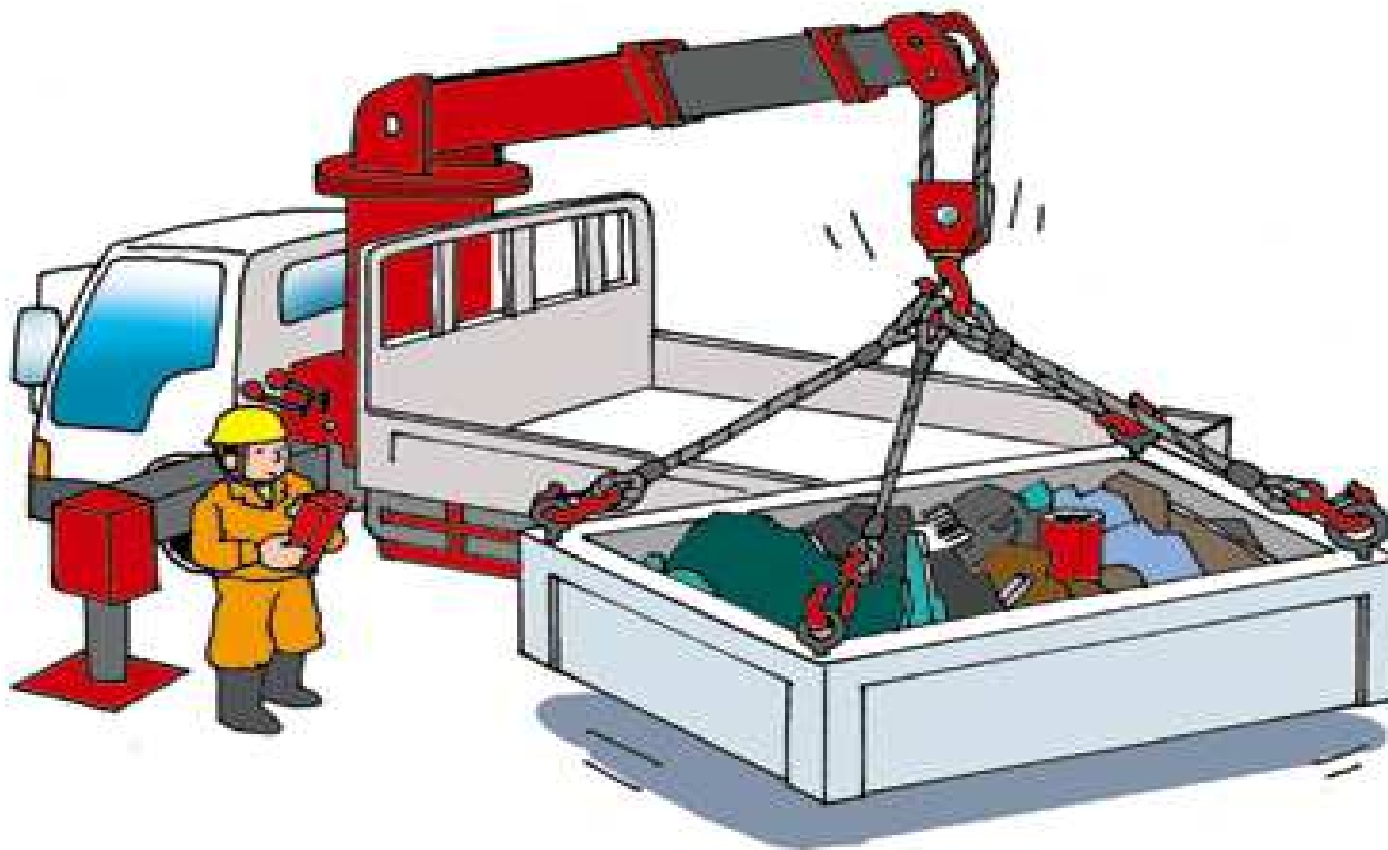


【発生原因】

- ・バケットを不安定な状態でトラックのあおりに立てかけたこと
- ・バケットの積み下ろし作業に関する作業手順を定めておらず、作業員の判断に任せていたこと
- ・無資格者に玉掛け作業を行わせたこと

災害事例(全国)

トラッククレーンのアウトリガーが破損して
トラッククレーンが横転



【発生原因】

- ・定格過重を超える荷をつり上げたこと
- ・無資格者にトラッククレーンの運転、玉掛け作業を行わせたこと

災害事例(全国)

トラックの荷台から廃材を荷下ろし作業中、
崩れた廃材の下敷きになり死亡



【発生原因】

- ・廃材を降ろす場所への立入り制限の実施、作業前の安全確認が徹底されていなかったこと
- ・無資格者にドラグ・ショベルの運転を行わせたこと

災害事例(全国)

金属廃棄物の集荷場所で分別作業中、
廃棄物を入れた山が崩壊して死亡



【発生原因】

- ・集積した荷を不安定な状態で積み重ねていたこと
- ・作業者に体し、当日の作業内容を明確に指示していなかったこと

災害事例(全国)

産業廃棄物処理施設で作業中、熱中症で死亡



【発生原因】

- ・30度を超える炎天下で長時間作業を行ったこと
- ・作業場所に適切な休憩設備がなかったこと
- ・こまめに水分、塩分を補給していなかったこと
- ・当日の体調が万全な状態でなかったこと

STOP！熱中症クールワークキャンペーン実施中

～平成29年5月～平成29年9月・7月は重点取組期間～

◆職場における熱中症で亡くなる人は、毎年全国で10人以上にのぼり、4日以上仕事を休む人は、400人を超えています。

① 作業環境管理

・ WBGT値(暑さ指数)に応じて、作業の中止、休憩時間の確保などができるよう余裕を持った 作業計画をたてましょう。



② 作業管理

・ 7月は梅雨明けを迎える地域が多く、急激なWBGT値の上昇が想定されるので、WBGT値に応じ、作業の中断、短縮、休憩時間の確保を徹底しましょう。
・ 水分及び塩分を積極的に取りましょう。

③ 健康管理

・ 睡眠不足、体調不良、前日の飲みすぎがないか、当日は朝食をきちんと取ったか、作業開始前の確認を徹底しましょう。

④ 労働衛生教育

・ 7月熱中症のリスクが高まっていることを踏まえ、重点的な教育を行いましょう。

⑤ 異常時の措置

・ 異常を認めたときは、躊躇することなく 救急隊を要請してください。



労働災害を防ぐための基礎的要素

- ◆健康な心と体で仕事をする事
- ◆適正な労働時間で仕事をする事
- ◆適正な報酬が支払われる事
- ◆人間関係が良好な職場である事

皆様がケガなし、病気なしで職業生活を
全うされることを祈念いたします。

ご安全に！